

令和7年4月30日

該 当 保 護 者 様

船橋市立法典西小学校長

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入意思確認について

船橋市教育委員会は独立行政法人日本スポーツ振興センターと契約し、船橋市立小・中学校及び特別支援学校の学校管理下で起きた児童生徒の災害について、災害共済給付を受けられるようにしています。

就学時健診等で配布した「令和7年度独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入のご案内」にて案内しておりますとおり、制度に加入する・しないに関わらずオンライン申請にてお手続きする必要があります。

令和7年4月24日時点において当該制度への加入の意思確認ができていないことから、下記の通り申請手続きをお願いいたします。

手続き方法

5月1日(木)※までに船橋市オンライン申請・届出サービスからお手続きください。(右二次元バーコードからおすすみください) ※当初の申請期限から延長しております。



↑申請手続きはこちらから

加入する・しないに関わらず全員お手続きが必要となります。オンライン申請をご利用いただけない方は加入意思確認書(同意書)の用紙を学校へご提出ください。

保険料(共済掛金保護者負担金)

災害共済給付制度に加入いただくと、共済掛金が発生しますが、その一部は船橋市において負担いたします。また、**生活保護や就学援助の認定を受けている場合は保護者負担金が免除**となります。

保護者負担金のお支払いは9月30日(土日祝日の場合は翌営業日)までに納付書でお支払いいただくか口座振替にてお支払いいただきます。*共済掛金額と保護者負担金額の差額分を市が負担します

学校種別	共済掛金額(年額)	保護者負担金額(年額)
小・中学校(特別支援学校の小・中学部含む)	920円	460円
特別支援学校の高等部	2,150円	1,290円

災害共済給付制度の詳細については船橋市ホームページでも紹介していますのでご確認ください。



↑制度に関する市のHPはこちらから

<災害共済給付制度に関する問い合わせ>

船橋市教育委員会 保健体育課

児童・生徒防犯安全対策室

電話:047-436-2876

E-mail:jidoseito@city.funabashi.lg.jp